

プール維持管理状況報告書の提出について

いつ報告するか

- ◎ プール開場期間 1ヶ月毎に1回
 - ⇒ 1ヶ月毎に1回の水質検査結果が届き次第報告
 - ⇒ まとめての報告は×
 - ⇒ 報告回数不明なら相談を

※水質検査結果に異常があった場合、報告書はともかく、まずは保健所へ一報を!!

毎月の報告内容

- ① プール維持管理状況報告書
- ② 水質検査結果書 (写)
- ③ 水質検査実施日のプール残留塩素濃度測定結果 (写)
(プール日誌の写しでOK)

※ 屋内プールは二酸化炭素濃度 (2か月に1回)



②

水質検査結果書 (写)

③

水質検査実施日のプール残留塩素濃度測定結果 (写)
(プール日誌の写しでOK)

測定結果 (写)

項目	基準値	測定回数	
水素イオン濃度	pH 5.8~8.6	1か月に1回以上	
濁度	2度を超えない		
過マンガン酸カリウム消費量	12mg/Lを超えない		
大腸菌	100mL中に検出されない		
一般細菌	200CFU/1mLを超えない	1年に1回以上	加温する場合のみ
レジオネラ属菌	検出されないこと		
遊離残留塩素濃度	0.4mg/L以上 (1.0mg/L以下が望ましい)	1時間に1回以上	屋内プールのみ
二酸化炭素(屋内プール)	0.15%以下	2か月以内ごとに1回	
照度	常時100lux以上		

【問合せ先】

東京都西多摩保健所 生活環境安全課
環境衛生第一・第二担当
TEL:0428-22-6141